

入院基本料について

当院では、入院患者に対する看護職員（看護師および准看護師）を以下のとおり、配置しています。

病棟名	配置数
一般病棟（4北、4南、5北、5南、6北、6南、7南）	入院患者7人に対して看護職員1人以上
緩和ケア病棟（4東）	入院患者7人に対して看護職員1人以上
回復期リハビリテーション病棟（7北）	入院患者13人に対して看護職員1人以上

なお、病棟・時間帯・休日等で看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示していますので、ご参照ください。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

DPC対象病院

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっています。

医療機関別係数 1.4857

(基礎係数1.0451+機能評価係数Ⅰ0.3521+機能評価係数Ⅱ0.0670)

四国厚生支局への届出事項に関する事項

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

《 基本診療料 》

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 医療情報取得加算2 ● 医療DX推進体制整備加算2 ● 初診料（歯科）の注1に掲げる基準 ● 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1） ● 救急医療管理加算 ● 超急性期脳卒中加算 ● 診療録管理体制加算2 ● 医師事務作業補助体制加算1（15対1） ● 急性期看護補助体制加算（25対1）
（看護補助者5割以上） ● 夜間100対1急性期看護補助体制加算 ● 夜間看護体制加算 ● 看護補助体制充実加算1、2 ● 看護職員夜間12対1配置加算1 ● 療養環境加算 ● 重症者等療養環境特別加算 ● 無菌治療室管理加算2 ● 栄養サポートチーム加算 ● 医療安全対策加算1 ● 医療安全対策地域連携加算1 ● 感染対策向上加算1 ● 指導強化加算 ● 患者サポート体制充実加算 | <ul style="list-style-type: none"> ● 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 ● 術後疼痛管理チーム加算 ● 後発医薬品使用体制加算1 ● 病棟薬剤業務実施加算1 ● 入退院支援加算1 ● 入院時支援加算1 ● 総合機能評価加算 ● データ提出加算2（イ：200床以上） ● データ提出加算4
（入院期間が90日を超えるごとに1回） ● 認知症ケア加算2 ● せん妄ハイリスク患者ケア加算 ● 排尿自立支援加算 ● 地域医療体制確保加算 ● 特定集中治療室管理料5 ● 特定集中治療管理料注4に掲げる早期離床・リハビリテーション加算 ● 回復期リハビリテーション病棟入院料1 ● 緩和ケア病棟入院料2 ● 看護職員処遇改善評価料50 ● 歯科外来診療医療安全対策加算1 ● 歯科外来診療感染対策加算1 |
|---|--|

《 特掲診療料 》

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算 ● 糖尿病合併症管理料 ● がん性疼痛緩和指導管理料 ● がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ ● 糖尿病透析予防指導管理料 ● 小児運動器疾患指導管理料 ● 婦人科特定疾患治療管理料 ● 二次性骨折予防継続管理料1、2、3 ● 院内トリアージ実施料 ● 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算1 ● 外来放射線照射診療料 ● 外来腫瘍化学療法診療料1 ● 開放型病院共同指導料 ● がん治療連携計画策定料 ● 外来排尿自立指導料 ● 肝炎インターフェロン治療計画料 ● 薬剤管理指導料 ● 医療機器安全管理料1、2、歯科 ● 歯科治療時医療管理料 ● 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の「注2」 ● 在宅患者訪問看護・指導料の「注16」(同一建物居住者訪問看護・指導料の「注6」の規定により準用する場合を含む)に規定する専門管理加算 ● 在宅療養後方支援病院 ● 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の「注2」に規定する遠隔モニタリング加算 ● BRCA1/2 遺伝子検査 ● HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) ● ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2 核酸検出を含まないもの) ● ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液) ● 検体検査管理加算(I) ● 検体検査管理加算(IV) ● 時間内歩行試験 ● ヘッドアップティルト試験 ● 神経学的検査 ● コンタクトレンズ検査料1 ● 小児食物アレルギー負荷検査 ● 内服・点滴誘発試験 ● 前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの) | <ul style="list-style-type: none"> ● 羊膜移植術 ● 緑内障手術〔緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)〕 ● 緑内障手術((緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)) ● 緑内障手術 濾過胞再建術(NEEDLI法) ● 乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独) ● 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの) ● 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの) ● ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ● 大動脈バルーンパンピング法(IABP法) ● 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方) ● 腹腔鏡下胃切除術〔単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び腹腔鏡下胃切除術〔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)〕 ● 腹腔鏡下噴門側胃切除術〔単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び腹腔鏡下噴門側胃切除術〔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)〕 ● 腹腔鏡下胃全摘術〔単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び腹腔鏡下胃全摘術〔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)〕 ● 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの) ● 体外衝撃波胆石破碎術 ● 腹腔鏡下肝切除術(部分切除及び外側区域切除) ● 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 ● 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ● 内視鏡的小腸ポリープ切除術 ● 腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術及び切断術に限る)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) |
|---|--|

<ul style="list-style-type: none"> ● C T透視下気管支鏡検査加算 ● 画像診断管理加算 2 ● ポジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く） ● ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く） ● C T撮影およびMRI撮影 ● 冠動脈C T撮影加算 ● 心臓MRI撮影加算 ● 乳房MRI撮影加算 ● 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 ● 外来化学療法加算 1 ● 無菌製剤処理料 ● 心大血管疾患リハビリテーション料（I） ● 脳血管疾患等リハビリテーション料（I） ● 廃用症候群リハビリテーション料（I） ● 運動器リハビリテーション料（I） ● 呼吸器リハビリテーション料（I） ● がん患者リハビリテーション料 ● 集団コミュニケーション療法料 ● 人工腎臓 1 ● 導入期加算 2 ● 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 ● 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ● ストーマ合併症加算 ● 歯科技工士連携加算 1 ● CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー ● 歯科技工加算 1 及び 2 ● 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算 ● 椎間板内酵素注入療法 ● 緊急穿頭血腫除去術 ● 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 ● 癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの） ● 治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 ● 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） ● 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） ● 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 ● 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） ● 尿道狭窄グラフト再建術 ● 膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術および陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの） ● 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） ● 腹腔鏡下仙骨腫固定術 ● 腹腔鏡下仙骨腫固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） ● 胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術） ● 輸血管管理料 I ● 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 ● 胃瘻造設時嚙下機能評価加算 ● 歯周組織再生誘導手術 ● 広範囲顎骨支持型装置埋入手術 ● 麻酔管理料（I） ● 放射線治療専任加算 ● 外来放射線治療加算 ● 高エネルギー放射線治療 ● 一回線量増加加算 ● 悪性腫瘍病理組織標本加算 ● クラウン・ブリッジ維持管理料 ● 外来・在宅ベースアップ評価料（I） ● 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） ● 入院ベースアップ評価料 6 3
<p>《 その他 》</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 入院時食事療養／生活療養（I） ● 定置式液化酸素貯槽 0.15 円／ℓ ● 小型ボンベ（3,000 L以下）2.15 円／ℓ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大型ボンベ（3,000 L超） 0.42 円／ℓ

2. 当院は、入院時食事療養（I）に関する特別管理の届出にかかる食事を提供しています。

特別管理による食事としては、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しています。また、予め定められた日には、患者さんに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事をお選びいただく「選択メニュー」をご用意しています。

明細書発行体制

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されていますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

保険外負担に関する事項

1. 文書料・手数料（主なもの）

（消費税含む）

項目	料金	項目	料金
普通診断書・証明書	2,200円/通	診療費扱変更	550円/月
特殊診断書・証明書	3,300円/通	領収済証明書	340円/通
生命保険等診断書	5,500円/通	処方箋再発行	860円/科・回
診察券再発行	120円/枚		

2. 付添寝具

（消費税含む）

種類	料金
ゴザ	40円/日
寝具	190円/日

日常生活上のサービスに係る費用

1. 日用品

（消費税含む）

品目	料金	品目	料金
大人用紙おむつ	220円/枚	尿とりパット	60円/枚
定額おむつ	360円/日	リハビリパンツ	110円/枚
介護衣	400円/枚	病衣	170円/枚
コップ ふた付	130円/個	ティッシュペーパー	90円/箱
歯ブラシ	160円/個	はし・スプーンセット	160円/個
スリッパ	270円/足	寝衣（死亡処置用）	4,230円/枚

2. 洗濯代

(消費税含む)

種 類	料 金
タオルケット、シーツ・パジャマ (上)、パジャマ (下)、ズボン、ベスト、トレーナー、ジャンパー、スウェット、ゆかた、ぬいぐるみ等	110円/枚
タオル、スカーフ、下着、シャツ、腹巻、腰巻、胸帯、T字帯、腹帯、コルセット、バストバンド、帽子、ひざ掛け等	60円/枚
靴下、ひじあて、手袋、弾性ストッキング、よだれかけ、エコバック等	30円/枚
ハンカチ、ハンドタオル、サポーター (膝)、三角巾等	20円/枚

3. その他

(消費税含む)

種 類	料 金
病室設備 (テレビ、冷蔵庫) 利用料	310円/日
特別室病室設備利用料 (回復期リハビリテーション病棟)	1,100円/日
緩和ケア面談料※	3,300円/回

※他院入院中または初診の患者がやむを得ない事情により来院できず、家族のみが来院する場合等

公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

診療記録の開示に要する費用

(消費税含む)

項 目	料 金	項 目	料 金
診療情報提供手数料	2,200円/円	主治医等の補足説明	2,750円/30分
謄写、要約書の作成	2,200円/通	送料等その他要した費用	実費
検査画像用CD作成	1,100円/枚		
紙診療記録等のコピー (用紙)	39円/枚	紙診療記録等のコピー (PDF)	33円/枚
電子資料記録等のコピー (用紙)	33円/枚	電子診療記録等のコピー (PDF)	28円/枚

医療行為であるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用

(消費税含む)

ワクチン	料 金	ワクチン	料 金
麻疹	6,030円	風疹	6,030円
水痘	8,240円	肺炎球菌ワクチン (13価)	11,800円
破傷風	3,470円	肺炎球菌ワクチン (15価)	7,510円
A型肝炎	8,500円	B型肝炎 (0.50ml)	5,000円
おたふく	6,030円	帯状疱疹	24,080円
子宮頸がんワクチン (4価)	18,140円	子宮頸がんワクチン (9価)	30,170円
4価髄膜炎ワクチン	24,240円	狂犬病ワクチン	15,590円

診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

(消費税含む)

項 目	料 金
在宅医療等に係る交通費	270円/回

薬剤容器料金表 (院内処方)

(消費税含む)

種 類	用 量	料 金	種 類	用 量	料 金
水 薬	300ml	130円/本	ポンタール シロップ専用	100cc	110円/本
	500ml	190円/本		300cc	180円/本
	60ml	60円/本		500cc	210円/本
軟 膏	35cc	60円/個	う が い 薬	500ml	190円/本
	65cc	90円/個	点 鼻 薬	30ml	90円/個
	130cc	140円/個			

保険外併用療養費

PRP(多血小板血漿)療法の医療費

(消費税含む)

項 目	区分	1回1部位	1回2部位
関節(2種) 変形性膝関節症	一般	55,000円	99,000円
	学生	49,500円	93,500円
筋腱(3種) スポーツ外傷等	一般	33,000円	60,500円
	学生	30,250円	57,750円

※学生は18歳の年度末まで

特定療養費に関する事項

1. 特別の療養環境の提供

利用料金は24時が基準となるため、1泊2日の入院の場合は2日分の料金となります。

一般病棟特別室料（消費税含む）						
区 分	料金（1日につき）	設 備	病 室 番 号			
特室A (個室)	12,240円	バス、シャワー、トイレ、テーブル、椅子、洗面台、ソファベッド、収納付チェア、冷蔵庫、テレビ		560	660	
特室B (個室)	8,110円	シャワー、トイレ、洗面台、ソファベッド、収納付チェア、冷蔵庫、テレビ	405	506	606	758
			425	526	626	778
			453	561	661	
			473	578	678	
特室C (個室)	7,010円	トイレ、洗面台、ソファベッド、収納付チェア、冷蔵庫、テレビ	406	507	607	760
			407	508	608	761
			408	510	610	762
			410	511	611	763
			411	512	612	772
			418	521	621	773
			420	522	622	775
			421	523	623	776
			422	525	625	777
			423	530	630	
			455	531	631	
			456	532	632	
			457	551	651	
			458	552	652	
			460	553	653	
			467	555	655	
			468	556	656	
			470	562	662	
			471	563	663	
			472	572	672	
	573	673				
	575	675				
	576	676				
	577	677				

区 分	料金（1日につき）	設 備	病 室 番 号			
特室D (個室)	4, 980円	洗面台、ソファベッド、収納付 チェア、冷蔵庫、テレビ	412	515	615	751
			413	516	616	752
			415	517	617	753
			430	518	618	755
			431	566	666	766
			433	567	667	767
			435	568	668	768
			436	570	670	770
			461			
			462			
			463			
			465			

回復期リハビリテーション病棟特別室料（消費税含む）						
区 分	料金（1日につき）	設 備	病 室 番 号			
特室B (個室)	7, 010円	トイレ、洗面台、ソファベッド、収 納付チェア、冷蔵庫、テレビ	706	723		
特室C (個室)	7, 010円	トイレ、洗面台、ソファベッド、 収納付チェア、冷蔵庫、テレビ	707	708	710	711
			712	718	720	721
			722			
特室D (個室)	4, 980円	洗面台、ソファベッド、収納付 チェア、冷蔵庫、テレビ	713	715	716	717
			727			

2. 200床以上の病院における初診（厚生労働大臣通知）

他の医療機関等からの紹介状がなく、直接来院した患者さんについては、初診に係る費用として1,800円（消費税含む）を徴収させていただきます。ただし、緊急、その他やむを得ない事情にあつては、この限りではございません。

3. 入院期間が180日を超える入院（厚生労働大臣通知）

入院医療の必要性が低いが、患者さんの事情により180日を超えて入院する患者さんについては、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話、その他看護に係る料金として、厚生労働大臣が定める点数の約15%（1日2,783円）を徴収させていただきます。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしています。

医療従事者の負担軽減等取組事項

当院では、医療従事者の負担軽減および処遇改善の取組を実施しています。

主な取組事項は、以下のとおり。

【 項 目 】

- ◇医療従事者の勤務体制等に係る取組
- ◇医療従事者の業務分担（平準化）
- ◇医師事務作業補助者の配置による事務作業の負担軽減
- ◇医師の時間外（休日、深夜等）に係る負担軽減および処遇改善
- ◇院内保育所の設置